

## 新しく印鑑登録される方へ

### 1. 印鑑登録できる方

弘前市に住民登録している 15 歳以上の方が登録できます。

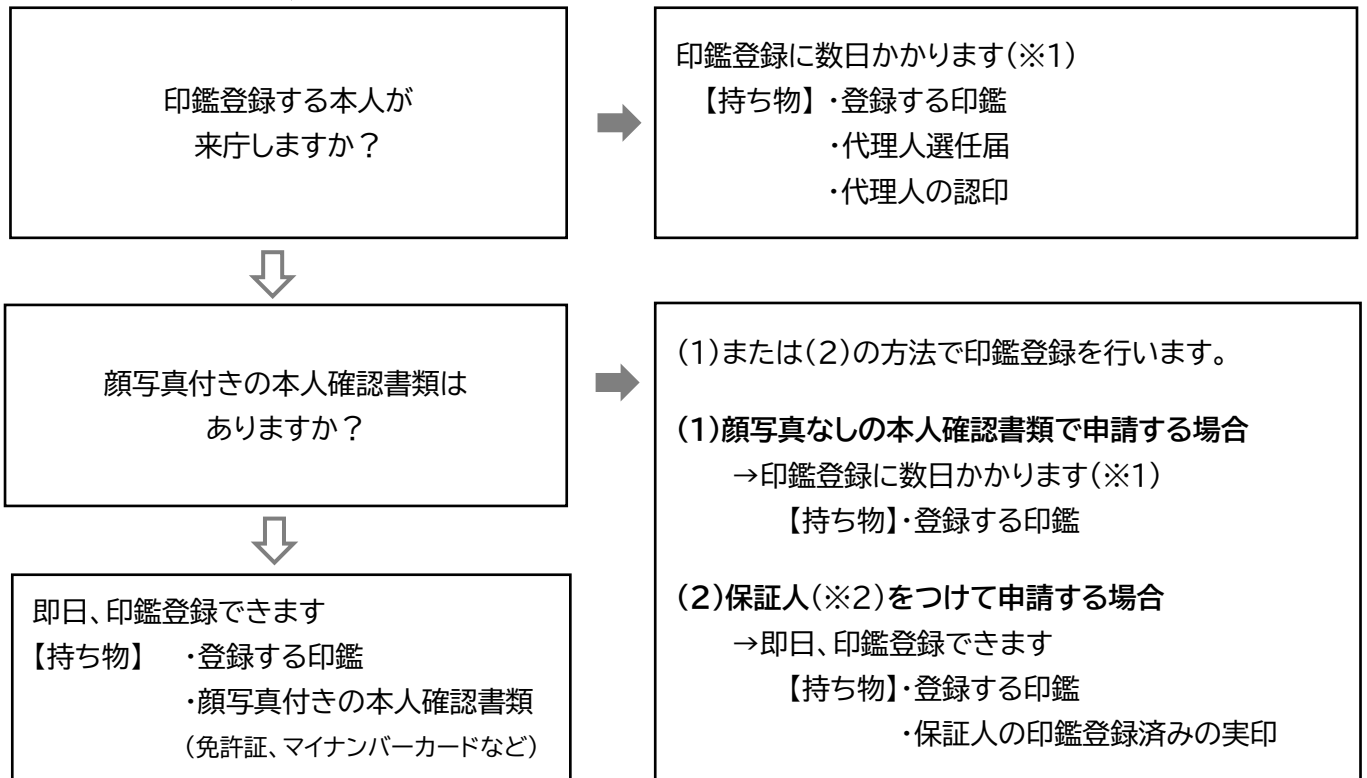
### 2. 登録できる印鑑

- 登録できる印鑑は一人1個です。
- 印影の大きさは 8mm の正方形より大きく、また、25mm の正方形より小さくあつらえたもの。

### 3. 登録できない印鑑

- ふちが欠けている、減っている印鑑
  - すでに同一の世帯員が印鑑登録している印鑑 など
- ※その他登録できない印鑑があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。  
※なお、大量生産されている印鑑はなるべく避けてください。

### 4. 登録の申請方法( ⇨ :はい ⇨ :いいえ)



(※1)郵送で本人宛に文書で照会后、もう一度窓口へお越しいただくため、数日かかります。

(※2)弘前市に印鑑登録している成人の方に限ります。

### 5. 印鑑登録できるところ

弘前市役所 市民課、岩木・相馬支所 民生課、各出張所

受付時間:平日 8:30~17:00

市民課 駅前分室(ヒロ口3階)

受付時間:平日 8:30~19:00、土日祝日:8:30~17:00

**市民課 城東分室では印鑑登録はできません。**

### 6. お問い合わせ先

弘前市役所 市民課受付係 電話:0172-35-1113(直通) 平日 8:30~17:00